

平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目20番2号
株式会社エスエルディー
代表取締役 伴 直 樹

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sld-inc.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、各種政策の効果があるなか、景気は緩やかな回復基調であったものの、地政学上のリスクは増し、世界経済の先行きは不透明な状況のまま推移いたしました。

当社の属する外食産業におきましては、人手不足や人件費の上昇、食材価格の高騰に加えて、同業他社との競争激化により総じて厳しい経営環境となりました。

このような状況下において当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、当期は業績の向上に向けて各種施策に取り組むとともに、抜本的な組織構造改革を進めてまいりました。

飲食サービスにつきましては、主に既存店舗の業況改善を図ることを優先し、当期5店舗の新規出店計画に対して神奈川県に1店舗の出店に留め、3店舗の退店及び8店舗の業態転換を実施したため、当事業年度末における総店舗数は、前期末比で2店舗純減の64店舗となりました。

具体的な施策といたしましては、ターゲット層への訴求力強化に向けたメニューの開発や店舗ごとにおける期間限定メニューの販促企画の見直し、アニメキャラクターコンテンツとのコラボレーションイベント等を積極的に実施いたしました。

また、SNSを活用したデジタルマーケティングにも新たに取り組み、データ分析に基づいた集客施策の効果検証の可視化を進めてまいりました。これに伴い、既存の集客媒体を見直し、新たに社内リソースを活用した集客施策等を行った結果、店舗に係る広告宣伝費の削減及び効率化について一定の効果を得ることができました。

一方で、立地環境や需要動向の変化、天候の不順等の影響により既存店舗の業績が厳しい状況で推移していることを受けて、経営リソースの選択と集中を目的に店舗における人材配置を抜本的に見直し、一部店舗で一時

的な営業制限を実施したことや、上述のとおり店舗数が減少したことにより、飲食サービス売上高は、前事業年度を下回りました。

コンテンツ企画サービスのプロデュース案件につきましては、株式会社カプコンのキャラクターカフェ「カプコンカフェ」（埼玉県越谷市イオンレイクタウン）、株式会社ユグレナの「euglena GARDEN（ユグレナガーデン）」（沖縄県石垣市）、JA全農の「みのりカフェ」（福岡県福岡市、愛知県名古屋市）及び「グリルみのる」（愛知県名古屋市）等の既存案件を継続運営いたしました。また、新規受託案件である株式会社ポケモンのオフィシャルショップ「ポケモンセンタートウキョーDX（ディーエックス）&ポケモンカフェ」のカフェ店舗がオープンし、収益に大きく寄与いたしました。一方で、イベント案件につきましては、当社初の3拠点（埼玉県は11年目、大阪府は4年目、福岡は初）開催となった自社主催野外音楽イベント「夏びらき MUSIC FESTIVAL 2017」の実施に加え、横浜赤レンガ倉庫で開催される「RED BRICK RESORT 2017」への6年連続出店に続き、「Christmas Market in 横浜赤レンガ倉庫」へ初出店した他、株式会社プリンスホテル主催の「TOKYO MUSIC CRUISE」等他社が主催する音楽イベントの企画・制作等を積極的に受託いたしました。これらにより、コンテンツ企画サービス売上高は前事業年度を上回る結果となりました。

損益面につきましては、下半期より全社的な取り組みとして進めている本社機能及び営業管理機能の業務改善（BPR）の効果が一部顕在化しており、販売費及び一般管理費を削減することができました。しかしながら、飲食サービスが減収するなかで固定費を吸収できず、また、資本業務提携契約締結に係る一連の手続き費用12百万円を営業外費用として計上したこと、閉鎖店舗に伴う店舗閉鎖損失引当金、及び一部の業績不振店舗に係る減損損失を特別損失336百万円として計上したことにより減益となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高5,076百万円（前期比7.8%減）、営業損失114百万円（前期は58百万円の営業損失）、経常損失118百万円（前期は41百万円の経常損失）、当期純損失531百万円（前期は171百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は、前事業年度に続き営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においては営業キャッシュ・フローが81百万円のマイナスとなりました。しかしながら当社は、平成29年10月からの新組織体制及び事業運営方針の下進めている本社機能及び営業管理機能の業務改善（BPR）により、大幅なコスト削減を達成できていること、また、利益率の

高いコンテンツ企画サービスの売上高が伸びていることから、当面の運転資金は十分に確保できる状況であり、継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

当社は、これらの事象を解消又は改善するため当社は、飲食企業という枠を超えた企業理念の下、飲食店運営による収益のみならず、リアル店舗を活用した様々なコンテンツの展開によって新たな収益源の確保を図ってまいります。また、現在すでに取り組んでいる上記BPRの中で、システムインフラの最適化やリソースの再配置を適宜進めることにより業務フローの効率化を実現し、生産性の向上及びコスト削減を推進してまいります。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等総額は53百万円で、その主なものは建物であり、その総額は38百万円であります。

③資金調達の状況

当事業年度中において、運転資金等の調達を目的として、金融機関等より195百万円の借入れを実施いたしております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成27年3月期)	第13期 (平成28年3月期)	第14期 (平成29年3月期)	第15期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	4,527	5,272	5,505	5,076
経常利益又は経 常損失(△) (百万円)	204	130	△41	△118
当期純利益又は 当期純損失 (△)(百万円)	116	12	△171	△531
1株当たり当期 純利益又は1株 当たり当期純損 失(△)(円)	106.40	9.95	△131.05	△406.17
総 資 産 (百万円)	2,034	2,345	2,066	1,548
純 資 産 (百万円)	916	933	739	200
1 株 当 たり 純資産額(円)	708.84	716.25	564.23	144.07

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第3回新株予約権の平成26年8月26日付権利行使により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。
3. 平成27年3月18日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。
4. 平成27年3月26日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は37,900株増加しております。
5. 第1回新株予約権の平成27年4月6日、平成28年3月16日及び平成28年8月24日付権利行使により、発行済株式の総数は15,000株増加しております。
6. 第3回新株予約権の平成30年3月22日付権利行使により、発行済株式の総数は75,000株増加しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他の重要な企業結合の状況

株式会社DDホールディングスは、当社の議決権を41.7%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社の属する飲食業界におきまして、昨今の事業環境の激化や顧客ニーズの多様化は目まぐるしく、今後にかかるトレンドは続くものと認識しております。

このような外部環境下におきまして、当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを主軸とするコンテンツ提供事業の拡大を目指し、もって当社企業価値の最大化を図ってまいります。

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

①新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しておりますが、一般消費者及び顧客企業の顕在的または潜在的ニーズも日々変化をし続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図ってまいります。

②顧客企業との関係充実にについて

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、定期的かつ良質な企画案件に係る取引が期待される顧客企業との関係充実が重要と考えております。アライアンスパートナー各企業をはじめとして、今後もかかる顧客企業の開拓に取り組んでまいります。

③既存事業の高収益体質化について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。ブランディング及びマーケティング強化による集客力向上、店舗・人材等への投資による投資効果最大化に積極的に取り組むことで、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図ってまいります。

④衛生管理体制の徹底・強化について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食品の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底していると共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながらさらなる衛生管理体制の強化を行っていく方針であります。

⑤人材の確保・育成に対する課題について

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠である一方、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少しているため、人材の確保及び教育が経営上の重要課題であると考えております。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。また、人材の育成については、企業理念の理解の深耕、サービス力の向上、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗でのOJT等の実施を継続していく方針であります。

⑥経営管理組織充実にに対する課題について

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引き続き内部監査体制を充実させるとともに監査役監査及び会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、店舗の運営等を通したカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

【飲食サービス】

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起りやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における、情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現してまいりました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗のほか、「LOOP」ブランドによるライブハウスを直営にて展開しております。

また、当社は「お客様に常に楽しんで頂くこと」をサービスポリシーとし、カルチャーコンテンツの充実した店舗づくりを行っております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

①音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置き、当社の音楽レーベルにて企画制作されたCDや、ライブハウス担当部署により配信された推奨音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

②アート

(a)内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置いたきめ細やかな対応ができるように、原則として設計を内製化した上で、店舗物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、特に新店舗出店時のイベントとして、ペインターによるウォールアート（店舗壁画）の制作パフォーマンスを実

演するなど、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b) 家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

③ 食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、本部主導ではなく「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや、季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

【コンテンツ企画サービス】

当社は飲食サービスの他、直営店舗の出店を伴わないイベント企画等や店舗プロデュースサービスを行っております。

本サービスの主な内容は次のとおりであります。

① イベント

東京・大阪・福岡近郊での野外音楽イベント「夏びらき」等、時間的または時期的な使用制約のある会場等の空間において、その最大効率化を図るべく、さまざまなイベント（自社主催及び他社主催）を企画し、提供しております。

② プロデュース

集客性及び顧客回遊性等の向上を図る各種商業施設及び小売店舗等からの依頼により、当該施設等内へのカフェ店舗の出店及び運営等に係るコンサルティング業務を受託し、さまざまな業態を開発し、提供しております。

(6) 主要な営業所等（平成30年 3 月31日現在）

名称	所在地	
本社	東京都渋谷区	
店舗 (64店)	宮城県	2 店
	埼玉県	1 店
	千葉県	1 店
	東京都	38店
	神奈川県	8 店
	静岡県	2 店
	愛知県	1 店
	大阪府	3 店
	兵庫県	1 店
	福岡県	7 店

(7) 使用人の状況（平成30年 3 月31日現在）

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
229 (828)	△26	29.8	3.3

(注)使用人数は就業員（正社員）数であります。なお、アルバイト、パート社員等の人員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員）より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年 3 月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	160百万円
株式会社りそな銀行	64百万円
株式会社商工組合中央金庫	62百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,382,280株（自己株式45株を含む）

（注）第3回新株予約権の平成30年3月22日付権利行使により、発行済株式の総数は75,000株増加しております。

(3) 株主数 796名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社DDホールディングス	576,000株	41.67%
株 式 会 社 S B I 証 券	83,000株	6.00%
伴 直 樹	75,000株	5.42%
細 羽 強	63,000株	4.55%
麒麟麦酒株式会社	60,000株	4.34%
全国農業協同組合連合会	50,000株	3.61%
高 梨 雄 一 朗	47,500株	3.43%
SB・A外食育成投資事業有限責任組合	35,000株	2.53%
福 森 章 太 郎	32,000株	2.31%
野 村 証 券 株 式 会 社	21,500株	1.55%
む さ し 証 券 株 式 会 社	21,500株	1.55%

（注）持株比率は自己株式（45株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分		第 1 回新株予約権
発 行 決 議 日		平成21年 7 月23日
新 株 予 約 権 の 数		150個
新 株 予 約 権 の 目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 の 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 39,000円 (1 株当たり 390円)
権 利 行 使 期 間		平成21年10月 1 日から 平成31年 9 月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役員の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	—
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1 名

- (注) 1. ①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 ②新株予約権者が死亡した場合、相続人が募集新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの期間に限り、募集新株予約権を行使することができる。また、相続人死亡による再相続は認めない。
 ③上記①及び②それぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は募集新株予約権を行使することができなくなるものとする。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	青 野 玄	
代表取締役社長CEO	伴 直 樹	
取締役CIO	中 村 仁	事業統括本部本部長
取締役CHO	棟 方 千 草	人事総務部部長
取締役	近 藤 彰 男	
常勤監査役	木 下 一	
監 査 役	松 本 真 輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 早稲田大学大学院法務研究科 教授 株式会社ホープ 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外監査役
監 査 役	古 屋 尚 樹	ユナイテッド・アドバイザーズ税理士 法人 代表社員 株式会社ロンド・スポーツ 取締役 株式会社ロンドビル 代表取締役

- (注) 1. 取締役近藤彰男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木下一氏及び松本真輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役古屋尚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役近藤彰男氏、監査役木下一氏及び松本真輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 中村仁氏及び棟方千草氏は、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 富来美穂子氏は、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 平成29年6月30日以降の取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。なお、取締役会長青野玄氏は、平成30年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
青野 玄	代表取締役社長	代表取締役会長	平成29年10月1日
	代表取締役会長	取締役会長	平成30年1月1日
	取締役会長	辞任	平成30年3月31日
伴 直樹	代表取締役副社長	代表取締役社長CEO	平成29年10月1日
中村 仁	取締役経営企画部部長	取締役事業統括本部 本部長CIO	平成29年10月1日
棟方 千草	取締役人事総務部部長	取締役人事総務部部長 CHO	平成29年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役である近藤彰男氏、監査役である木下一氏、松本真輔氏及び古屋尚樹氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	6 名 (1 名)	70,200千円 (2,400千円)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	3 名 (2 名)	10,200千円 (7,800千円)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	9 名 (3 名)	80,400千円 (10,200千円)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額200百万円以内、また別枠でストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
監査役 松本 真輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 早稲田大学大学院法務研究科 教授 同大学院と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社ホープ 社外取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社ユーザベース 社外監査役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 近藤 彰男	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席いたしました。議場において、長年の会社経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 木下 一	当事業年度開催の取締役会19回、同監査役会14回の全てに出席し、常勤監査役として必要な助言・提言を適宜行っております。また、長年の事業会社における重職を歴任してきた経験・実績から、取締役や幹部社員の職務執行状況を日々確認しております。
監査役 松本 真輔	当事業年度開催の取締役会19回、同監査役会14回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

①報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び当該解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人において会計監査の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、この基本方針に基づく体制の整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる他、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある体制の整備・運用に努めてまいります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全ての役員及び従業員に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ②監査役は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ③内部監査担当者は、監査役と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
- ②監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ② 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務の執行

当事業年度において、取締役会は19回開催されており、経営上の意思決定が行われております。なお、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役職務の執行

当事業年度において、監査役会は14回開催されており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びに運用状況において報告、検討を行いました。従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保とを総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、大幅な赤字決算となったことから、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたく存じます。

早期の復配を目指し、全社員一同業績の改善に一層努める所存です。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	713,306	流 動 負 債	818,285
現金及び預金	289,239	買 掛 金	129,813
売 掛 金	256,646	短 期 借 入 金	100,000
原材料及び貯蔵品	31,424	1年内返済予定の	
前 払 費 用	51,549	長 期 借 入 金	204,762
1年内回収予定の		未 払 金	95,720
差 入 保 証 金	69,353	未 払 費 用	184,765
そ の 他	15,240	前 受 収 益	420
貸 倒 引 当 金	△147	未 払 法 人 税 等	24,319
固 定 資 産	834,786	未 払 消 費 税 等	8,476
有 形 固 定 資 産	357,450	資 産 除 去 債 務	14,615
建 物	328,560	店舗閉鎖損失引当金	29,495
機 械 及 び 装 置	3,604	そ の 他	25,897
工具、器具及び備品	25,286	固 定 負 債	529,577
無 形 固 定 資 産	1,033	長 期 借 入 金	315,267
ソフトウエア	1,011	資 産 除 去 債 務	128,677
そ の 他	21	繰 延 税 金 負 債	14,743
投資その他の資産	476,302	そ の 他	70,888
長期前払費用	4,955	負 債 合 計	1,347,863
敷金及び保証金	470,144	(純資産の部)	
そ の 他	1,203	株 主 資 本	199,139
資 産 合 計	1,548,093	資 本 金	281,912
		資 本 剰 余 金	265,912
		資 本 準 備 金	265,912
		利 益 剰 余 金	△348,594
		その他利益剰余金	△348,594
		繰越利益剰余金	△348,594
		自 己 株 式	△91
		新 株 予 約 権	1,091
		純 資 産 合 計	200,230
		負 債 純 資 産 合 計	1,548,093

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から)
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,076,504
売 上 原 価		4,592,715
売 上 総 利 益		483,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		598,580
営 業 損 失		△114,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 保 険 金	14,391	
助 成 金 収 入	5,820	
協 賛 金 収 入	4,411	
そ の 他	6,057	30,685
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,436	
社 債 利 息	57	
支 払 手 数 料	12,560	
支 払 補 償 費	10,344	
リ ー ス 解 約 損	2,241	
社 債 発 行 費 償 却	420	
株 式 交 付 費	111	
そ の 他	1,595	34,767
経 常 損 失		△118,873
特 別 損 失		
減 損 損 失	307,166	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	29,495	336,662
税 引 前 当 期 純 損 失		△455,535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,808	
法 人 税 等 調 整 額	69,452	76,260
当 期 純 損 失		△531,796

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	272,162	256,162	256,162	209,347	209,347	△91	737,579
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	9,750	9,750	9,750				19,500
剰 余 金 の 配 当				△26,144	△26,144		△26,144
当 期 純 損 失				△531,796	△531,796		△531,796
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							
当期変動額合計	9,750	9,750	9,750	△557,941	△557,941	－	△538,440
当 期 末 残 高	281,912	265,912	265,912	△348,594	△348,594	△91	199,139

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,545	739,124
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		19,500
剰余金の配当		△26,144
当 期 純 損 失		△531,796
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△453	△453
当期変動額合計	△453	△538,894
当 期 末 残 高	1,091	200,230

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月22日

株式会社エスエルディー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 篠原 孝 広 印

公認会計士 杉原 伸 太 朗 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスエルディーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月30日

株式会社エスエルディー 監査役会

常勤社外監査役	木 下	一 印
社 外 監 査 役	松 本	真 輔 印
監 査 役	古 屋	尚 樹 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成29年12月20日をもって当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となった株式会社DDホールディングスと決算期を統一することにより、業務管理等経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の決算期を「毎年2月末日」に変更することとなりました。なお、決算期変更の経過期間となる第16期は、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの11か月決算となります。

これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第11条 (条文省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
第12条 (基準日) 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。	第12条 (基準日) 当社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。
第13条～第44条 (条文省略)	第13条～第44条 (現行どおり)
第45条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。	第45条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
第46条 （条文省略） 第47条（剰余金の配当基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第48条 （条文省略） （新 設）	第46条 （現行どおり） 第47条（剰余金の配当基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 2．当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。 3．前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第48条 （現行どおり） <u>附 則</u> <u>第1条（第16期の事業年度）</u> 第45条の規定にかかわらず、第16期の事業年度は、<u>2018年4月1日から2019年2月末日までの11か月間とする。</u> <u>第2条（第16期の中間配当の基準日）</u> 第47条第2項の規定にかかわらず、第16期の事業年度の中間配当の基準日は、<u>2018年9月30日とする。</u> <u>第3条（附則の有効期限）</u> <u>本附則は、2019年2月末日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため取締役2名を増員し、6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1 (再任)	ばん なお き 伴 直 樹 (昭和55年6月25日)	平成16年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成18年9月 株式会社リサ・パートナーズ入社 平成23年1月 当社 執行役 平成23年6月 当社 取締役C F O 平成27年6月 当社 取締役副社長 平成29年6月 当社 代表取締役副社長 平成29年10月 当社 代表取締役社長C E O (現任)	75,000株
	(選任理由) C F O、副社長を経て、平成29年10月から業務執行の最高責任者である社長C E Oを務めており、経営全般における豊富な経験と見識を有していることから、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き取締役として適任と判断いたしました。		
2 (再任)	なか むら ひとし 中 村 仁 (昭和53年9月20日)	平成16年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成20年5月 アビームコンサルティング株式会社入社 平成22年12月 株式会社リクルートエージェント（現 株式会社リクルートキャリア）入社 平成28年5月 株式会社リクルートテクノロジーズ入社 平成29年3月 当社入社 経営企画部部長 平成29年6月 当社 取締役経営企画部部長 平成29年10月 当社 取締役事業統括本部本部長C I O（現任）	—
	(選任理由) 平成29年6月から取締役として、経営企画部部長、事業統括本部本部長等を務めており、当社における幅広い業務経験とI Tに関する高い知見をもって当社の経営に大きく寄与していることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3 (新任)	たい よし かず 鯛 剛 和 (昭和60年5月6日)	平成20年12月 新日本有限責任監査法人入所 平成24年10月 公認会計士 登録 平成30年3月 当社入社 経理財務部部长 C F O 平成30年4月 当社 経営管理本部本部長 C F O (現任)	—
	(選任理由) 公認会計士として監査法人で培ってきた豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営への寄与が期待され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		
4 (新任)	あり むら じょう 有 村 譲 (昭和51年10月28日)	平成18年3月 株式会社フードスコープ入社 平成21年2月 株式会社シークレットテーブル (平成25年3月に株式会社ダイヤモンドダイニングに吸収合併) 入社 平成23年7月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールディングス) 転籍 第八事業部事業部長 平成28年5月 同社 営業本部副本部長 平成29年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング (平成29年9月に株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールディングス) より飲食事業を吸収分割により承継) 取締役 営業本部副本部長 (現任)	—
	(選任理由) 飲食業界における豊富な経験と実績を有しており、人格・見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5 (新任)	か 鹿 なか 中 ひと 一 し 志 (昭和50年4月18日)	平成22年2月 株式会社ダイヤモンドダイ ニング（現 株式会社DDホー ルディングス）入社 平成22年5月 同社 営業本部 第二営業統 括部 第五営業部長 平成23年1月 同社 営業本部 副本部長 平成23年6月 同社 執行役員 営業本部 副本部長 平成24年2月 同社 執行役員 営業支援本 部長 平成24年5月 同社 取締役 営業支援本部 長 平成25年3月 同社 執行役員 社長室長 平成27年3月 同社 執行役員 営業統括 平成27年5月 同社 取締役 営業統括（現 任） （重要な兼職の状況） 株式会社DDホールディングス 取締役 株式会社吉田卯三郎商店 代表取締役 株式会社ゼットン 取締役	—
		（選任理由） 飲食業界における豊富な経験と経営の実績を有しており、人格・ 見識ともに優れていることから、取締役として職務を適切に遂行で きるものと判断いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6 (再任)	こん どう あき お 近 藤 彰 男 (昭和22年2月26日)	昭和44年4月 東京芝浦電機株式会社（現 株式会社東芝）入社 昭和46年2月 ソニー株式会社入社 昭和49年10月 SONY Corp of America 昭和53年4月 SONY GmbH, Group Product Manager, Audio Products 昭和60年4月 SONY France, Director 昭和62年8月 SONY UK, Divisional Director 平成10年3月 DHL ジャパン株式会社取締役 平成11年11月 Japan Telecom America Inc. 代表取締役社長 平成13年9月 日本ジェムプラス株式会社 代表取締役社長 平成19年1月 埼玉高速鉄道株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 当社社外取締役（現任）	—
	(社外取締役選任理由) 平成26年から社外取締役として、独立性をもって取締役の職務執行を監督しております。重職を歴任してきた経歴により培われた、会社経営における豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対する適切な助言が期待され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 平成30年6月8日現在での役員等の就任先に（現任）と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 近藤彰男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 近藤彰男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、近藤彰男氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、近藤彰男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1 (再任)	きの した はじめ 木 下 一 (昭和25年2月1日)	昭和48年4月 株式会社博報堂入社 平成15年4月 株式会社アドスタッフ博報堂 取締役 平成18年6月 株式会社仙台博報堂 代表取 締役社長 平成24年6月 当社 社外監査役（現任）	—
	(社外監査役選任理由) 豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有しており、当社の社外監査役として引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。		
2 (再任)	まつ もと しん すけ 松 本 真 輔 (昭和45年4月17日)	平成9年4月 弁護士登録、法律事務所勤務 平成15年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成17年1月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー（現任） 平成24年6月 当社 社外監査役（現任） 平成26年4月 早稲田大学大学院法務研究科 教授（現任） 平成28年2月 株式会社ホープ 社外取締役 （現任） 平成28年3月 株式会社ユーザベース 社外 監査役（現任） (重要な兼職の状況) 中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 早稲田大学大学院法務研究科 教授 株式会社ホープ 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外監査役	—
	(社外監査役選任理由) 弁護士として企業法務全般に精通しており、高度な専門知識と高い倫理観を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3 (再任)	ふる や なお き 古 屋 尚 樹 (昭和54年 3 月13日)	平成12年10月 中央青山監査法人入所 平成15年 4 月 公認会計士 登録 平成16年 3 月 税理士 登録 平成20年10月 当社 取締役 平成22年10月 ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 (現任) 平成23年 6 月 当社 監査役 (現任) 平成26年 6 月 株式会社ロンド・スポーツ 取締役 (現任) 平成29年 2 月 株式会社ロンドビル 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 株式会社ロンド・スポーツ 取締役 株式会社ロンドビル 代表取締役	5,200株
	(選任理由) 公認会計士、税理士として財務及び会計に関する専門知識、及び当社の社外取締役としての知見も有していることから、当社の監査役として引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 平成30年 6 月 8 日現在での役員等の就任先に (現任) と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木下一氏及び松本真輔氏は、社外監査役候補者であります。
4. 木下一氏及び松本真輔氏は、現在、当社の社外監査役であります、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに 6 年となります。
5. 当社は、木下一氏、松本真輔氏及び古屋尚樹氏との間において、会社法第423条第 1 項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、三氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、木下一氏及び松本真輔氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第 4 号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査役会の決議に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、平成29年12月20日をもって当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となった株式会社ＤＤホールディングスと会計監査人を統一することにより、連結決算の一元的監査体制の確立を図ること、並びに太陽有限責任監査法人は、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断されたことによるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年 3 月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都港区赤坂 8 丁目 1 番22号	
	その他の事務所	(国内) 東京、大阪、神戸、名古屋、金沢、 福井、富山	
沿 革	昭和46年 9 月	太陽監査法人設立	
	平成18年 1 月	ＡＳＧ監査法人と合併し、太陽ＡＳＧ監査法人となる	
	平成20年 7 月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を太陽ＡＳＧ有限責任監査法人に変更	
	平成24年 7 月	永昌監査法人と合併	
	平成25年10月	霞が関監査法人と合併	
概 要	平成26年10月	太陽有限責任監査法人に名称変更	
	資本金	303百万円	
	構成人員	社員	56名
		特定社員	1 名
		職員（公認会計士）	195名
		（公認会計士試験合格者等）	84名
		（その他専門職）	60名
		（事務職員）	42名

以 上

メ モ

[illegible]

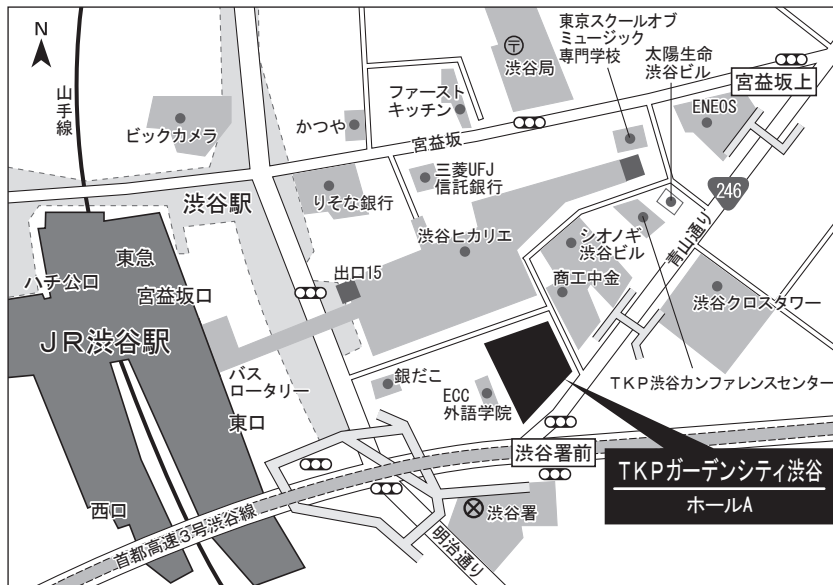
株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

TKPガーデンシティ渋谷

ホールA（渋谷東口ビル）

電話番号 03-4577-9253



〔交通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分